

高校生留学促進事業実施要綱

(平成24年6月13日教育長決定)

(平成25年6月4日一部改正)

(平成26年5月30日一部改正)

(平成28年4月20日一部改正)

(平成31年3月22日一部改正)

(令和4年6月9日一部改正)

1 目的

道内の高校生に対して、留学に係る費用を補助金として交付することにより、高校生の留学を促進するとともに、高校生に対する国際的視野の涵養及び留学機運の向上を図る。

2 実施主体

北海道教育委員会

3 事業の内容

学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラム（原則10日以上1か月未満）に学校教育活動の一環として参加する生徒の保護者を対象に、留学支援金として補助金を交付する。

4 留学生の募集及び決定

北海道教育委員会は、別に定める実施要項により候補者を選考した上で留学生を決定する。

5 保護者に対する補助

北海道教育委員会は、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成25年6月4日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成26年5月30日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成28年4月20日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和4年6月9日から適用する。